

み 監 第 66 号
令和 4年5月23日

みやき町長 岡 毅 様

みやき町監査委員 最所 一志

同 武田 光邦



随時監査（屋外公共施設）の結果報告について（提出）

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、条例に基づき町の管理下にある屋外公共施設、即ち公園及び運動場等を対象とする随時監査を実施いたしましたので、同法第199条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告書を別紙のとおり提出いたします。

(別紙)

随時監査（屋外公共施設）の実施結果報告書

第1 監査の概要

1 随時監査実施の理由

毎年行っている定期監査では日程等の都合により多数ある町立の各種施設等まで同時に対象とすることが困難なため、それらを対象に随時監査として、屋内施設と屋外施設を交互に2年に1回行っている。

今年は運動場や公園などの屋外施設を対象に実施した。但し、浜田にある児童遊園及び農村公園は条例上、町立公園等であるが、条例により区長管理とされているので引き続き対象外とした。

2 実施期間と対象施設名

今年5月16・17日の2日間で下記の11施設を監査した。

(実施日)

(対象施設名)

5月16日(月)

高柳大塚古墳歴史公園

白坂公園

グリーンパーク香田

千栗土居公園

5月17日(火)

中原テニスコート

都市公園(中原公園)

三根運動場

三根テニスコート

北茂安ふれあい広場

北茂安運動場

北茂安テニスコート

3 監査の着眼点

今回も前回同様以下の点に留意するとともに前回指導等を行った点に対する対応状況の調査点検等を行った。

- ア) 利用上危険な個所の有無
- イ) 受託者によるトイレ清掃や除草は適切に行われているか
- ウ) 機能劣化や損傷が進行した施設の補修等は計画的に行われているか
- エ) その他、管理運営上の懸念事項はないか

なお、使用料徴収はすべて券売機を介して行われているので対象外とした。

4 監査の実施方法

施設所管課職員立会いの下、それぞれの現地において予め所管課で調製されていた調書の内容と照合確認しつつ、上記着眼点に基づく点検調査を主にして監査を行った。

第2 監査の結果

今回の監査は前回同様5か所の公園と6か所のスポーツ施設を対象に行った。まず公園関係である。トイレ清掃や除草は業者や地区関係者に委託され、定期的に行われている様子が見え適切に対応されていた。なお、千栗土居公園内の杉の下部が繁茂している状況であることから除草作業に合わせ、枝打ちの必要性があるように感じた。

その他、危険な個所や補修等が必要な個所は特段見当たらず、全般的に適切な維持管理がなされていると見なされた。

次に、スポーツ施設関係である。6か所の内訳はテニスコート3か所、球技機能を備えた運動場2か所及び多目的広場1か所である。

これらの施設は数年前から計画的に補修改修がなされており、結果、危険な個所や補修等が必要な個所は特段見当たらず、全般的に適切な維持管理がなされていると見なされた。

今回の監査の結果は以上のとおりであり、町立屋外施設は概ね良好な施設管理が実施されていると判断される

以上